

政令第三百号

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令

内閣は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第四条第一項第三号、第八条第二項及び第三項、第十一条、第十四条、第十八条第一項、第二十条第一項並びに第三十五条並びに附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第四条第一項第三号の政令で定める金額）

第一条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に、法の施行地に住所を有する者の同一生計配偶者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者をいう。）以下この条において同じ。）及び扶養親族（地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。）の数に一を加えた数を乗じて得た金額に、十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に第二号に掲げる金額を加算した金額）とする。

する。

一 三十五万円に、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分（当該年度の初日の属する年の前年（以下この条及び第五条において「前年」という。）の十二月三十一日における地域の級地区分とする。）ごとに、総務省令で定める世帯につき前年において同法第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる扶助に要した費用として算定される金額を勘案して総務省令で定める率で、住所所在市町村（法第七条第一項に規定する住所所在市町村をいう。次号において同じ。）が同日において該当した当該地域の級地区分に係るものを乗じて得た金額

二 二十一万円に、前号に規定する総務省令で定める率で住所所在市町村が前年の十二月三十一日において該当した同号に規定する地域の級地区分に係るものを乗じて得た金額

（森林環境税に係る徴収金の国への払込み）

第二条 都道府県は、法第八条第二項又は第三項の規定により森林環境税に係る徴収金として払い込まれた額又は徴収した額を国に払い込む場合には、これらの規定により払い込む森林環境税に係る徴収金の額そ

の他必要な事項を、速やかに国に通知するものとする。

- 2 法第八条第三項に規定する政令で定める期日は、地方税法第七百三十九条の五第一項又は第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により森林環境税に係る徴収金を徴収し、又は滞納処分をした月の翌月の末日（同条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による払込みを地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の四の二第十一項に規定する方法により行う場合には、同項の規定による市町村（特別区を含む。次項において同じ。）からの森林環境税に係る徴収金の払込みがあつた月の翌月の末日）とする。

- 3 都道府県が法第八条第三項の規定により国に払い込むべき森林環境税に係る徴収金の額は、地方税法第七百三十九条の五第一項又は第二項の規定により徴収し、又は滞納処分をした個人の道府県民税及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金並びに森林環境税に係る徴収金を仮に市町村が徴収して都道府県に払い込むものとした場合において地方税法施行令第五十七条の四の二第一項から第九項までの規定により定められる率により算定した額（同法第七百三十九条の五第六項の規定による払込みを同令第五十七条の

四の二第十一項に規定する方法により行う場合には、同項の規定により市町村から森林環境税に係る徴収金として払い込まれた額」とする。

（免除の申請手続）

第三条 法第十一条の規定の適用を受けようとする森林環境税の納税義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 当該納税義務者の氏名及び住所
- 二 免除を受けようとする事由
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、同項第二号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村長が当該書類により確認する方法以外の方法により当該事項を確認することができる場合として当該市町村長が定める場合は、この限りでない。

（免除の額）

第四条 法第十一条の規定により免除される森林環境税の額（次項において「免除額」という。）は、前条第一項の申請書の提出があつた日（市町村長が必要があると認める場合には、免除を受けようとする事由が発生した日。次項において同じ。）以後に納期限が到来する森林環境税の額に相当する額とする。

2 法第十一条各号に掲げる者が法第七条第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百二十一条の三第一項又は第三百二十一条の七の二第一項若しくは第三百二十一条の七の八第一項の規定により特別徴収の方法によつて森林環境税を徴収される者である場合には、免除額は、前項の規定にかかわらず、前条第一項の申請書の提出があつた日以後に支払を受けるべき同法第三百七条の二第一項に規定する給与又は同項に規定する公的年金等の支払の際に徴収されるべき森林環境税の額に相当する額とする。

（法第十一条第一号の政令で定める者）

第五条 法第十一条第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 災害（法第十一条第一号に規定する震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害をいう。以下この条において同じ。）により死亡した者

二 災害により障害者（法第四条第二項第一号に規定する障害者をいう。）となつた者

三 災害により自己（地方税法第三百十四条の二第一項第一号に規定する政令で定める親族を含む。以下この号及び次号において同じ。）の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。同号において同じ。）がその住宅又は家財の価額の十分の三以上である者（災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の二第一項に規定する罹災証明書（同号において「罹災証明書」という。）により確認することができる者を含む。）で、前年の法第四条第二項第四号に規定する合計所得金額（次号において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であるもの

四 災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の十分の五以上である者（災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて罹災証明書により確認することができる者を含む。）で、前年の合計所得金額が五百万円を超え七百五十万円以下であるもの

（法第十一条第二号の政令で定める扶助）

第六条 法第十一条第二号に規定する政令で定める扶助は、生活保護法第十一条第一項各号に掲げる扶助（同項第一号に掲げる生活扶助及び同法第十八条第二項の規定により行われる同法第十一条第八号に掲げる葬祭扶助を除く。）とする。

（法第十一条第三号の政令で定める特別の事情）

第七条 法第十一条第三号に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 失業又は廃業により収入が著しく減少した場合として総務大臣が定める場合に該当すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、森林環境税を納付することが困難であると認められる場合として総務大臣が定める場合に該当すること。

（過誤納金の控除等をされるべき都道府県又は国への払込予定額等）

第八条 法第十四条第一項の規定による控除又は同条第三項の規定による加算をされるべき同条第一項に規定する市町村の払込予定額の総額は、地方税法施行令第五十七条の四の二第一項から第九項までの規定により定められる率により算定した額とする。

2 法第十四条第二項の規定による控除又は同条第三項の規定による加算をされるべき同条第二項に規定す

る都道府県の払込予定額の総額は、第二条第三項に規定するところにより算定した額とする。

- 3 法第十四条第三項に規定する政令で定める事由は、時効の完成その他の事由により同項に規定する過誤納金の支払を要しなくなったこととし、同項に規定する政令で定める額は、その支払を要しなくなった同項に規定する過誤納金の額とする。

(賦課徴収に関する報告)

第九条 市町村長は、毎年度、都道府県知事を経由して総務大臣に対し、当該年度分の森林環境税の納税義務者の数、同年度分の森林環境税の課税額、同年度の前年度分の森林環境税に係る免除及び滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

(収納の特例)

第十条 法第二十条第一項に規定する政令で定める法令の規定は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定とする。

- 2 法第八条第一項の規定により個人の市町村民税及び個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない森林環境税に係る徴収金の収納の事務については、森林環境税に係

る徴収金を地方自治法施行令第一百五十八条の二第一項第一号に掲げる地方税とみなして、同項から同条第三項まで及び同条第六項の規定を適用する。

(事務の区分)

第十一条 第二条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年一月一日から施行する。

(森林環境税の徴収に関する経過措置)

第二条 令和六年度分の森林環境税に係る法第七条第一項の規定によりその例によることとされる地方税法

第三百二十一条の七の二の規定の適用については、同条第一項中「である場合」とあるのは「である場合

(当該納税義務者に係る個人の市町村民税の均等割額を第三百二十一条の三第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。）」と、「個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の公的

年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第三百二十一条の三第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この節において同じ。）の二分の一に相当する額（当該額に百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が百円未満であるときは百円とする。」とあるのは「森林環境税の額」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令 (令和四年政令第三百号)	第二条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
---	---------------------------------

（地方税法施行令の一部改正）

第四条 地方税法施行令の一部を次のように改正する。

「第四章 都等の特例等

目次中「第四章 都等の特例（第五十七条―第五十七条の四）」を 第一節 都等の特例（第五十七

第二節 個人の市町村民税、個

条―第五十七条の四）

人の道府県民税及び森林環境税の賦課徴収に関する調整（第五十七条の四の二・第五十七条の四の三）」
に改める。

第六条の十四の次に次の二条を加える。

（充当に係る法の規定の適用除外）

第六条の十四の二 法第十七条の二の二第二項に規定する政令で定める規定は、法附則第二十九条の三

（法附則第二十九条の七第六項において準用する場合を含む。）及び第二十九条の五第十三項並びに法

附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する法第六百一条第八項並

びに法附則第三十一条の三の四第九項の規定（これらの規定中充当に係る部分に限る。）とする。

(委託納付又は委託納入をするのに適することとなつた時)

第六条の十四の三 法第十七条の二の二第六項に規定する政令で定める委託納付又は委託納入をするのに適することとなつた時は、未納地方税等(同条第一項第三号に規定する道府県未納徴収金、同項第四号に規定する市町村未納徴収金、同条第二項に規定する納付し、若しくは納入すべきこととなつてゐるその他の道府県の地方団体の徴収金又は同条第三項に規定する納付し、若しくは納入すべきこととなつてゐるその他の市町村の地方団体の徴収金をいう。以下この条において同じ。)の法定納期限(次の各号に掲げる未納地方税等については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税又は森林環境税に係る延滞金については、その徴収の基因となつた地方税又は森林環境税に係る当該各号に定める時とする。)と法第十七条の二の二第一項各号に該当する還付金等(同項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。)が生じた時(還付加算金については、その計算の基礎となつた同項各号に該当する還付金等が生じた時)とのいずれか遅い時とする。

一 法定納期限後にその納付し、又は納入すべき税額が確定した地方税又は森林環境税 その納付又は納入の告知書を発した時(申告により税額が確定されたものについては、その申告があつた時)

二 納期を分けている地方税又は森林環境税 法（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又はこれに基づく条例の規定による納期限

三 法第十三条の二第三項（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により告知がされた地方税又は森林環境税 その告知により指定された納期限

四 法第十五条第一項（第一号に係る部分に限り、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による徴収の猶予（盗難にかかったことによるものを除く。）又は法第四十四条の二、第七十二条の五十七の二第一項、第七十三条の二十五第一項、第四百四十四条の二十九第一項、第三百二十一条の七の十三第一項、第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を法第六百二条第二項又は第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項、第六百三条の二第五項若しくは第六百二十九条第五項若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十条の規定による徴収の猶予に係る地方税又は森

林環境税 その徴収の猶予の期限

五 督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金 その納付又は納入の告知書を発した時

六 滞納処分費 その確定した時

七 第二次納税義務者又は保証人として納付し、又は納入すべき未納地方税等 その告知に関する文書を発した時

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第八条の四を削り、第八条の四の二を第八条の四とする。

第四十八条の九の三の見出し中「の充当」を「による納付又は納入」に改め、同条第一項中「又は市町村民税」を「、個人の市町村民税又は森林環境税」に、「を当該」を「のうち法第三百十四条の九第二項後段に規定する還付をすべき金額（第三項において「還付をすべき金額」という。）により当該」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入する」に改め、同条第二項中「充当」を「納付又は納入」に改め、同条第三項中「控除不足額のうち第一項の規定による充当」を「還付をすべき金額のうち第一項の規

定による納付又は納入」に改め、「に未納に係る地方団体の徴収金」の下に「又は森林環境税に係る徴収金（法第三百十四条の九第二項後段に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。第二号において同じ。）」を加え、「当該充当」を「当該納付又は納入」に、「をこれに充当する」を「によりこれらの徴収金を納付し、又は納入する」に改め、同項第一号中「又は市町村民税」を「、個人の市町村民税又は森林環境税」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入する」に改め、同項第二号中「控除不足額」を「還付をすべき金額」に、「充当を」を「納付又は納入を」に、「に充当する」を「又は森林環境税に係る徴収金を納付し、又は納入する」に改め、同条第四項中「第六条の十四第一項」を「第六条の十四の三」に、「充当」を「納付又は納入」に改め、同条第五項中「充当」を「納付又は納入」に改める。

第四十八条の九の四第一項中「充当」を「納付又は納入」に改める。

第四十八条の九の五第一項中「充当又は」を「納付若しくは納入又は」に、「においては」を「には」に、「当該充当」を「当該納付若しくは納入」に、「充当をする」を「納付又は納入をする」に改める。

第四十八条の九の六の見出し中「道府県民税又は市町村民税」を「個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税」に改め、同条中「充当」を「納付又は納入」に、「においては」を「には」に、「道

府県民税又は市町村民税」を「個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税」に改める。

第四十八条の九の十五第七項中「においては」を「には」に改め、同項の表中「還付又は充当する」を「還付し、又は納付し、若しくは納入する」に改める。

第四十八条の九の十六第十一項中「においては」を「には」に改め、同項の表第四項に規定する場合（第六項本文に規定する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）に限る。）の項から第四項に規定する場合（第六項本文に規定する場合を除く。）の項までの規定中「還付又は充当する」を「還付し、又は納付し、若しくは納入する」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 都等の特例等

第四章中第五十七条の前に次の節名を付する。

第一節 都等の特例

第四章に次の一節を加える。

第二節 個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の賦課徴収に関する調整

(個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の払込みの方法等)

第五十七条の四の二 市町村が法第七百三十九条の四第二項の規定により毎月道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金(同条第一項に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)の額は、前月中に納付又は納入のあった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の合算額(督促手数料及び滞納処分費を除く。第三項において同じ。)(第五項において「前月の徴収金の合算額」という。)を、当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額(市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村(以下この項及び第五項において「存続市町村」という。)にあつては、当該存続市町村が当該年度において徴収すべき額のうち当該年度の収入額となるべきものとして課されたものをいう。以下この項において同じ。)の合計額、当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額及び当該年度の収入額となるべき森林環境税の課税額の合計額の割合(以下この条において「按分率」という。)で按分して算定した額とする。

2 前項の按分率は、当該年度の三月三十一日現在において算定した率によるものとする。

3 第一項の規定により、当該年度の四月から六月までの月において払い込む場合には、当該年度の前年度の三月三十一日現在において算定した按分率により、当該年度の七月から三月までの月において払い込む場合には、当該年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税の課税額が最初に納付され、又は納入されるべき期限の到来する月（次項及び第五項において「最初の納期限の月」という。）の末日現在において算定した当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税（法第五十条の二の規定により課する所得割を除く。）の課税額の合計額、当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税（法第三百二十八条の規定により課する所得割を除く。）の課税額の合計額及び当該年度の収入額となるべき森林環境税の課税額の合計額の割合（次項において「特定按分率」という。）にすることができるものとし、当該年度の収入額となるべき分として市町村に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の合算額（以下この項において「当該年度の徴収金の合算額」という。）のうち当該年度の三月三十一日現在において算定した按分率により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の

徴収金の額と既に払い込んだ個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額（法第七百三十九条の五第一項又は第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）の規定により道府県が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合には、当該徴収金の額を含む。）との間に過不足がある場合又は当該年度の徴収金の合算額のうち当該年度の三月三十一日現在において算定した按分率により道府県に払い込むべき森林環境税に係る徴収金の額（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十四条第一項の規定により市町村の払込予定額（同項に規定する市町村の払込予定額をいう。以下この項において同じ。）の総額から控除された額がある場合には当該額を除き、同条第三項の規定により市町村の払込予定額の総額に加算された額がある場合には当該額を含む。）と既に払い込んだ森林環境税に係る徴収金の額（法第七百三十九条の五第一項又は第二項の規定により道府県が徴収した森林環境税に係る徴収金がある場合には、当該徴収金の額（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十四条第二項の規定により都道府県の払込予定額（同項に規定する都道府県の払込予定額をいう。以下この項において同じ。）の総額から控除された額がある場合には当該額を除き、同条第三項の規定により都道府県の払込予定額の総額に加算された額がある場合

には当該額を含む。)を含む。)との間に過不足がある場合には、当該年度の翌年度の四月から六月までの月において払い込むべき額で清算するものとする。

4 前項の場合において、最初の納期限の月が当該年度の七月以降の月となる市町村が当該年度の七月又は七月から最初の納期限の月までの月において払い込むときは、当該年度の前年度の三月三十一日現在において算定した按分率によるものとし、最初の納期限の月の翌月以降において市町村の廃置分合又は境界変更その他の理由により特定按分率に著しい変動を生ずることとなった場合には、当該著しい変動を生ずることとなった月の末日現在において算定した特定按分率により当該月の翌月から当該年度の三月までの月に払い込むことができるものとする。

5 市町村の廃置分合があつた場合において、存続市町村が当該廃置分合があつた日の属する月の翌月から当該存続市町村の最初の納期限の月までの月において払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月の徴収金の合算額に、次に掲げる額の合算額のうち第一号に掲げる額の占める割合を乗じて算定し、存続市町村が当該廃置分合があつた日の属する月の翌月から当該存続市町村の最初の納期限の月までの月において払い込むべき森林環境税に係る徴収金の額は、前月の徴収金の合算額

に、次に掲げる額の合算額のうち第三号に掲げる額の占める割合を乗じて算定する。

一 当該廃置分合があつた日の属する年度の前年度の三月三十一日現在において算定した当該廃置分合

前の市町村の前年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額の合計額の合算額

二 当該廃置分合があつた日の属する年度の前年度の三月三十一日現在において算定した当該廃置分合

前の市町村の前年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額の合算額

三 当該廃置分合があつた日の属する年度の前年度の三月三十一日現在において算定した当該廃置分合

前の市町村の前年度の収入額となるべき森林環境税の課税額の合計額の合算額

6 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）以外の市

町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた場合には、市町村が税率変更年度

（指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日（以下この

項及び次項において「移行日」という。）の属する年度の翌年度（移行日が四月一日である場合には、

移行日の属する年度）をいう。以下この項において同じ。）から五年度間の各月において法第七百三十

九条の四第二項の規定により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林

環境税に係る徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域（移行日に指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部から指定都市の区域の全部又は一部となつた区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度（税率変更年度の前年度をいう。以下この項において同じ。）以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の道府県民税（第二号において「特定道府県民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。以下この項において同じ。）の額又は特定滞納森林環境税に係る徴収金（賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された森林環境税（同号において「特定森林環境税」という。）に係る徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。以下この項において同じ。）の額は、前各項の規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分して算定した額とする。ただし、移行日後に移行区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合における第八項の規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額又は特定滞納森林

環境税に係る徴収金の額については、この限りでない。

一 当該各月の前月中に納付又は納入のあつた特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金、特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の市町村民税（次号において「特定市町村民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。）及び特定滞納森林環境税に係る徴収金の合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。）

二 税率変更年度の四月一日現在において算定した指定都市が徴収すべき特定道府県民税の課税額の合計額、指定都市が徴収すべき特定市町村民税の課税額の合計額及び指定都市が徴収すべき特定森林環境税の課税額の合計額の割合

7 移行日が同一の計算期間（毎年四月二日から翌年四月一日までの期間をいう。第九項において同じ。）内に二以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「（指定都市」とあるのは「（同一の次項に規定する計算期間内の移行日（指定都市）」と、「日」とあるのは「日をいう。」

と、「移行日」という。）とあるのは「同じ。」のうち最も早い日」と、「翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）」とあるのは「翌年度」と、「移行日に」とあるのは「当該計算期間内の移行日に」と、同項ただし書中「移行日後に」とあるのは「当該計算期間内の各移行日後に当該移行日に係る」とする。

8 指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、市町村が税率変更年度（指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日（以下この項及び次項において「移行日」という。）の属する年度の翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）をいう。以下この項において同じ。）から五年度間の各月において法第七百三十九条の四第二項の規定により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域（移行日に指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度（税率変更年度の前年度をいう。以下この項において同じ。）以前の年度の収入となるべ

きものとして課された個人の道府県民税（第二号において「特定道府県民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものという。以下この項において同じ。）の額又は特定滞納森林環境税に係る徴収金（賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された森林環境税（同号において「特定森林環境税」という。）に係る徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。以下この項において同じ。）の額は、第一項から第五項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分して算定した額とする。ただし、移行日後に移行区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた場合における第六項の規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額又は特定滞納森林環境税に係る徴収金の額については、この限りでない。

一 当該各月の前月中に納付又は納入のあつた特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金、特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の市町村民税（次号におい

て「特定市町村民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。）及び特定滞納森林環境税に係る徴収金の合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。）

二 税率変更年度の四月一日現在において算定した指定都市以外の市町村が徴収すべき特定道府県民税の課税額の合計額、指定都市以外の市町村が徴収すべき特定市町村民税の課税額の合計額及び指定都市以外の市町村が徴収すべき特定森林環境税の課税額の合計額の割合

9 移行日が同一の計算期間内に二以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「（指定都市」とあるのは「（同一の前項に規定する計算期間内の移行日（指定都市」と、「日」とあるのは「日をいう。」と、「移行日」という。）とあるのは「同じ。）のうち最も早い日」と、「翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）」とあるのは「翌年度」と、「移行日に」とあるのは「当該計算期間内の移行日に」と、同項ただし書中「移行日後に」とあるのは「当該計算期間内の各移行日後に当該移行日に係る」とする。

10 道府県が法第七百三十九条の五第六項（同条第八項において準用する場合を含む。次項において同

じ。)の規定により市町村に払い込むべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の額は、個人の道府県民税及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金並びに森林環境税に係る徴収金を仮に当該市町村が徴収して道府県に払い込むものとした場合において前各項の規定により定められる率により算定した額とする。

11 道府県は、市町村長の同意を得たときは、法第七百三十九条の五第六項の規定による払込みを、同条第一項又は第二項の規定により徴収し、又は滞納処分をした個人の道府県民税及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金並びに森林環境税に係る徴収金を市町村に払い込み、当該市町村が当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金を道府県に払い込む方法により行うことができる。

(法第七百三十九条の五第三項本文の規定による徴収の引継ぎ)

第五十七条の四の三 法第七百三十九条の五第三項本文(同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による徴収の引継ぎは、その旨を記載した文書を交付することにより行う。

2 既に滞納処分に着手した地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金について法第七百三十九条の五第三項本文の規定による徴収の引継ぎがあつた場合には、当該徴収の引継ぎを受けた道府県の徴税吏員又は市町村の徴税吏員は、遅滞なく、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならぬ。

3 法第七百三十九条の五第三項本文の規定による徴収の引継ぎがあつた場合において、差押えに係る動産若しくは有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶があるときは、当該差押えに係る財産の引渡し及びこれに伴う措置については、国税徴収法第八十七条第二項及び国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第三十九条から第四十一条までの規定の例による。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 市町村（特別区を含む。）が令和六年度以後に法附則第九条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる法附則第八条の規定による改正前の地方税法第四十二条第三項の規定により都道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額についての前条の規定による改正前の地方税法施行令第八条第三項の規定の適用については、同項中「払い込むべき額」とあるのは、「森林環境税及び

森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）附則第八条の規定による改正後の法第七百三十九条の四第二項の規定により払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額」とする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第四十八条第二項、」を削り、「若しくは第二百九十四条第三項」を「第二百九十四条第三項若しくは第七百三十九条の五第二項」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第七条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「（地方税）」の下に「、森林環境税」を加え、同条第四号及び第六号中「地方税」の下に「、森林環境税」を加える。

第六十五条第一号中「同じ。」の下に「及び森林環境税」を加え、同条第二号中「市町村税」の下に「及び森林環境税」を加える。

理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部の施行に伴い、森林環境税について、非課税限度額、免除の要件の細目等を定める必要があるからである。